

### 3)NCLB 法「どの子ども置き去りにしない 法」



オハイオ州にあるハミルトン高校で生徒たちと  
「NCLB 法」に署名するブッシュ Jr.大統領（任期  
2001年1月20日 - 2009年1月20日）

NCLB 法（No Child Left Behind Act）は学力格差に具体策を示した法案とされている。NCLB 法の中心にあったのは、学力テストを基に学校を評価することだった。未だに、NCLB 法は学校現場に影響を及ぼしていると言われている。具体的には、国が舵をとり、学力テストの結果を利用し、2年連続で目標の学力に達していない児童生徒が多い学校に学校選択制を導入するペナルティーを設けたり、教員の資格要件や質を向上させることを要求できるようになった。なお、この学力テストの結果を利用し、税金を払っている国民への説明責任も重視された。ESEA 法以来、大きな教育改革とも言われた。

その発端は、大都市の小学校4年生の児童の7割が、読解力において学年の到達度に達しなかったことが学力テストで明らかになったことがある。これまでは、教育は主に州および地方自治体の責任としていたが、連邦政府はこの結果を容認することに対して責任を感じていた。特に、ESEA 法の導入後、長年にわたり、国の教育成果を調査せず、地域のニーズを知ることなく、何百もの教育関連の政策やプログラムに莫大な予算を振り分けていたと指摘があり、NLBC 法では以下を骨子に国会を通した。

①教育に関する説明責任の強化：学力テストの結果を基に学校を評価することにした。結果を出した州、校区、学校に報酬を与え、低くなったものには予算カットなどのペナルティーが与えられた。保護者は、子どもの学習状況や学力を把握するため、小3から中2の読解力と算数数学の学力を測る全国統一の学力テストも導入した。

②教育の質保証：国からの教育予算を「教育の質を高める研究と実践」の活動のために確保した。

③官僚主義からの脱却、現場主義の徹底：州・校区の権限を増やし、現場で柔軟に使える予算を増やした。

④教育に関する権限を保護者へ：保護者は、子どもが受けている教育の質に関して、より多くの情報を得られるような体制を作ることにした。その中で、質が低いと評価された学校にいる子どもの保護者に学校を選択できる権利を与えた。

NCLB 法は ESEA 法を改変し、それぞれの「タイトル」に予算を配分するだけでなく、以下に示すような特定の目標を各「タイトル」に設けた。

Title I. 恵まれない児童の学力向上を目指す

Title II. 質の高い教員養成、教師教育、教師の採用活動を行う

Title III. 移民や英語を母語としないに生徒の英語指導を強化する

Title IV. 21 世紀に向けて安全な学校を奨励する

Title V. 情報に基づく保護者の学校選択制と革新的な教育プログラムを促進する

「子供を一人でも置き去りにするべきではない」を強調するこの教育改革のための法律は、以上の目標を達成するために、所得の低い家庭で育つ児童生徒でも裕福な家庭で育った児童生徒でも、学力が低い児童生徒も高い児童生徒も、同じ学習内容と習熟度基準を目標に教育を受けられるようにし、長年続いてきた学力差を無くすという大きな目的があった。